

## 平成 28 年第 1 回定例会（H28 年 2 月 29 日）

○4 番（櫻井 茂君） おはようございます。今回、一般質問を 2 つ通告させていただきました。テーマは命です。

まず、1 点目から質問させていただきます。救急現場におけるバイスタンダーの役割と A E D の活用についてでございます。

昨年暮れ、市内中学校で武道の稽古をしていた成人男性が、突然倒れました。一緒に稽古をしていて異常を感じた友人が駆け寄ったところ、意識がなく、さらには呼吸がないことにも気付きます。いわゆる心肺機能停止状態です。急ぎ心肺蘇生を行い、A E D で電気ショックを与えたところ、心臓が回復しましたが、意識不明のまま病院に緊急搬送されました。翌日、昼近くまで意識不明が続いたのですが、幸いにも意識が回復し、退院、社会復帰されておられます。

過度なストレスが不整脈を引き起こすというようなことも言われております。仕事に関して精神的なご苦勞が重なったのだらうと思いますが、心肺機能停止を引き起こした原因はさておいて、危機的な状況からどのように命をつないだのか、これを確認し、改めて救急現場に居合わせた方、これをバイスタンダーと言うそうですが、このバイスタンダーの役割の重要性、加えて A E D の働きが人の命を救うことについて、今後の糧となるよう質問をしてまいりたいと思います。

救急通報から現場到着までの所要時間と傷病者の態様について、最初にお伺いしたいと思います。

総務省消防庁の統計によりますと、119 番通報を受けてから救急車が現場に到着するまでの全国平均時間は 8.5 分とのデータが発表されております。石岡市消防の場合、救急通報から現場に到着するまでの時間はどれほどかかっているかについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 消防長・色川君。

○消防長（色川利男君） お答え申し上げます。当市の場合、通報受信から救急隊が現場到着するまでの平均時間ですが、平成 26 年の統計になりますが、全国と同じような 8 分 30 秒でございます。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4 番・櫻井 茂君。

○4 番（櫻井 茂君） 石岡市の場合には全国平均と同じというご答弁をいただきました。総務省のやはり全国統計データによりますと、平成 24 年度より平成 25 年度は 0.2 分、現場に到着する時間が増加しております。これは、救急車の出動要請が多く、現場に最も近い消防署以外からの出動が多くなっていることが要因と言われておりますけれども、石岡市の場合、現場到着時間は短縮される傾向にあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 消防長・色川君。

○消防長（色川利男君） 一刻でも早く現場到着するよう体制等の強化を図っておりますが、救急件数の増加や交通量の増加等の影響もありまして、現在、短縮する傾向にはございません。石岡市では5台の救急車を運用しており、救急車の要請があると、最寄りの消防署の救急車が出場します。救急車が出場中である場合は、その次に近い消防署の救急車が出場します。救急要請が多くなりますと、現場到着までの時間がどうしても長くなるような状況でございます。

しかしながら、平成28年6月からいばらき消防指令センターが運用開始になりますと、これまで石岡市にはなかった発信位置表示システムなど高機能装置を導入いたしましたので、改善するものと期待をしております。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） ぜひ1秒でも早く現場に到着することを期待したいと思います。

そうしますと、119番通報しましてから現場に救急車と救急救命士が到着するのは、平均で8分30秒かかっているというこの現状を、私たちはしっかりと頭に刻む必要があるんだろうと思います。心肺機能停止で倒れました傷病者に対して、例えば何のケアもできなかった場合、その方は心臓が止まり、血流が停止しておりますので、救急車が来るまでの8分から9分間、傷病者の体はどのような変化、ダメージを受けているのかについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 消防長・色川君。

○消防長（色川利男君） 心肺機能停止の場合、呼吸と心臓が止まってしまいます。特に脳は、心臓が止まると15秒以内に意識がなくなり、3分から4分以上そのままの状態が続くと、回復することが困難になります。心臓が止まっている間に、心肺蘇生によって脳や心臓に血液を送り続けることが、AEDの効果を高めるのと、心臓の動きが戻った後に後遺症を残さないためにも重要です。命が助かる可能性は、時間とともに減ってまいります。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） そうしますと、心停止となった場合、可能であれば3分から4分以内に何らかの救命措置がなされないと、後遺症が残る可能性が非常に高いということでありまして、119番通報によりまして救急車が現場に到着するのは平均で8分強かかりますので、昨年暮れの実例でも明らかのように、倒れてすぐさまその容体を確認し心肺蘇生を行ったバイスタンダーの役割が、重要になってくるんだろうと思

います。

ここで、そのバイスタンダーの役割とその効果についてをお伺いしたいと思えます。バイスタンダーという言葉は初めて耳にする方も多いたと思いますので、この定義を説明させていただきますと、バイスタンダーとは、救急現場に居合わせた人という意味だそうです。心肺機能停止で突然倒れた人のそばにいて、これを目撃された方のことを言います。今回、救急車が到着するまでの一分一秒を争う貴重な時間を、バイスタンダーが行った救命手当てとAED措置、そして救急隊員の迅速な手当てが一体となって、心停止という重篤な症状になったにもかかわらず、早期の社会復帰を可能にしたものと評価をさせていただきます。

そこで、心肺機能停止等における救命について、バイスタンダーがどのような役割を果たすべきかについて、お伺いをしてまいりたいと思えます。バイスタンダーが心肺蘇生など何らかの救命手当てを実施した人数、その後の社会復帰状況等について、データ等があればお伺いしたいと思えます。

○議長（塚谷重市君） 消防長・色川君。

○消防長（色川利男君） お答え申し上げます。バイスタンダー、救急現場近くにいる皆さん一人一人が救急処置を行えるよう、心肺蘇生法やAEDの使用法を身につけていただくことが大変重要となります。そのためにも、救急講習会を受講していただき、傷病者が発生したとき、放置することなく、誰かがすぐに手当てを行えるようにすることが非常に重要かと思われます。

また、統計ですが、総務省発表の平成26年中の統計データから、心肺機能停止の傷病者数2万5,255人のうち、バイスタンダーが心肺蘇生を実施できた人数は1万3,679人であり、54.2%、この1万3,679人の中でAEDを使用した人数は1,030人で7.5%となっております。この傷病者のその後の状況でございますが、傷病発生から1か月後の生存率統計が報告をされております。1か月後に社会復帰された方の数を申し上げますと、まず、心肺蘇生が実施された方の中で1か月後の社会復帰者数は1万3,679人のうち1,476人、10.8%で、心肺蘇生とAEDの処置がされ社会復帰された方は1,030人のうち446人、43.3%でございます。

一方、バイスタンダーが心肺蘇生をしなかった傷病者は1万1,576人の計数ですが、1か月後の社会復帰は496人で、4.3%となっております。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 細かい数字を言っていました。ただいまバイスタンダーが何らかの救命手当てをした場合、それと、しなかった場合の傷病者の1か月後の社会復帰状況について答弁いただきまして、救命手当てをしなかった場合、社会復帰率が4.3%に対して、心肺蘇生を実施した場合、社会復帰率が10.8となると。一

方、心肺蘇生とAEDまで利用した場合の1か月後社会復帰率は43.3%となる。心停止後に救命手当てを実施できない場合と比べて、計数的には実に10倍強の確率で社会復帰が可能となるということでございます。冒頭申し上げました、昨年暮れ、武道の稽古中に倒れた男性のケースは、心肺蘇生とAEDを併用できたケースで、この社会復帰率43%の例に該当するということになるんだろうと思います。

今回は、心肺機能停止における実例をもとに質問させていただいておりますが、救急現場では、これ以外にもさまざまなケースで救急通報が入ってくると思います。救急隊として、バイスタンダーに行ってほしい救命手当て、救急隊が到着するまでの間に行ってほしい作業等はどんなものがあるのか、これについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 消防長・色川君。

○消防長（色川利男君） お答え申し上げます。救急現場におきましては、他人を助けるとうとい心が応急手当の原点でありますので、それにはまず、早い119番通報と、傷病者の安全確保、悪化防止、止血などがございます。救命措置としましては、人工呼吸、胸骨圧迫、AEDの使用などがございますので、救急現場においてはバイスタンダーの方のご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 学校や運動公園など、今、多くのスポーツ施設で多くの方がスポーツを楽しまれております。人が多く集まるということは、確率論からいえば、このバイスタンダーが何らかの救命手当てをする場面も増えてくるであろうということが予想されます。救急隊員は1秒でも早く現場に到着できるように体制を整え、傷病者の早い回復が可能となるような迅速な判断、そして、救急救命措置の訓練について日夜研究を行っておられるものと思います。ただ、現実には、先ほど明らかになった現場到着時間が8分強ということになりますと、心停止の場合には3分以内の心肺蘇生が必要である。この5分、あるいは6分を埋めるためのバイスタンダーの役割、心肺蘇生法の知識を有していれば、迅速で的確な対応をとることが可能となります。

バイスタンダーとなる私たち市民、その市民がその知識を養う必要があるわけですが、心肺蘇生法等の普及に向けた取り組みは現状どのようになっているかをお伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 消防長・色川君。

○消防長（色川利男君） お答え申し上げます。平成26年には、救命講習会を73回実施しまして、2,177名の方に受講していただいております。また、平成27年におきましては、83回の講習会を実施しまして、1,933名の方に受講をいただいております。講習会は主に消防署で行っておりますが、事業所や学校などへも出

向いて開催をしているところでございます。

講習会の案内は、市広報紙やホームページで行っておりまして、さらに、AEDを使用した心肺蘇生法を映像で見させていただくために、3月中にホームページに動画を掲載する予定でございます。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 私も市職員時代、2度ほど心肺蘇生の講習を受けております。一度ではなかなか覚え切れないというようなところもあります。実は先週、防火管理者の講習会に参加させていただいて、ここでもやはり同様に心肺蘇生法を受講いたしました。参加した女性の方ですけれども、人形を相手に心肺蘇生をやった際に、非常に人の体というのかたいということに気が付いたと。人形は今、非常に性能がよくて、人の体と同じような構造で、かたさでつくられているということでしたけれども、その際、救急隊員の方がおっしゃっていたのは、とにかく119番通報を早くやってほしいと。それと、心肺蘇生ができれば、傷病者の方の命もつながるよというようなことをおっしゃられておりました。

このように、バイスタンダーの迅速な救命手当てが重要であるということが、今、消防長のほうからもありましたけれども、自分の救命手当て、例えば心臓マッサージ等の際に、傷病者の胸の骨を折ってしまわないのかと心配される方が多数おられるのも事実でございます。あるいは、救命手当てをしたことで、バイスタンダー自身がけがや感染症、例えばHIVやC型肝炎にかかることも想定されております。こうした心配が先に立ってしまいますと、バイスタンダーが応急手当てをしようという意識にブレーキをかけてしまうということにもなりかねません。緊急事態に遭遇した善意の行為者であるバイスタンダーを社会的に守る体制が整備されているのかどうかについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 消防長・色川君。

○消防長（色川利男君） お答え申し上げます。救急行為全般では、救命が万が一不成功、または重篤な後遺症が残ったりしても、悪意や重大な過失がなければ、民法の緊急事務管理、または刑法の緊急避難時に係る規定によって免責されるものと考えておりまして、バイスタンダーである救助者がその責任を問われることはないと思われれます。また、講習を受けていないバイスタンダーがAEDを使用しても、医師法に問われることもありません。

次に、バイスタンダー本人がけが等をしてしまった場合の補償でございますが、東京都では見舞い金を出すような措置をとっておりますが、茨城県内におきましては、まだ対応ができていない状況でございます。

当市におきましては、消防団員等公務災害補償等に参加をしておりますが、この中の民間協力者の救急業務協力者として補償がされます。しかし、入院、治療前の検査

につきましては、今のところ補償がない状況でございます。現在、加入をしております消防業務責任賠償保険が今年10月に改正されることになりまして、10月以降は検査の段階から補償がされることとなります。また、バイスタンダーの精神的なフォローにつきましては、相談を受け付ける等の体制を、今後、研究・検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） バイスタンダーの役割の重要性、これに対応した配慮が早急に手当てされるようお願いしたいと思います。

次に、3番目です。石岡市内に設置されているAEDの状況についてお伺いをしたいと思います。市のホームページやいばらきデジタルマップの医療関係施設におきまして、AED設置場所を確認いたしました。そうしますと、平成28年2月17日現在、市内県立高校を含む公共施設としましては63か所、民間事業所は31か所にAEDが設置されているというような表記がございました。

その中で気になりましたのは、柏原運動公園にAEDの表示がございません。また、その表示名や場所が違っている施設も幾つかございました。これらの対応についてどのようにされていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 教育部長・宮本君。

○教育部長（宮本秀男君） AEDの今後の設置予定についてご答弁を申し上げます。ただいま議員ご指摘のとおり、柏原運動公園野球場には、いばらきデジタルマップへの表示はされておきませんが、施設を管理いたします指定管理者事業者においてAEDを配備していることから、デジタルマップへの表示を行ってまいります。また、いばらきデジタルマップ等への誤った記載があるということでございますけれども、これについては至急確認をいたしまして、修正するなど対応を図ってまいります。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） AEDのホームページ等の表示を見て、そこにとりにいくというような時間は、多分、現場ではないとは思いますが、どこにどういうものがあるのかというところを表示しているマップである以上、正確な表示をお願いしたいと思います。

AEDの重要性が認識されまして、設置施設数が今、増えております。このAEDですが、いつでも利用可能なのかどうかについてお伺いしたいと思います。と申しますのは、先に実例を示しました武道の稽古途中倒れた方の場合、中学校の武道館で稽古をしていて倒れたわけではありますが、本来であれば、その日は学校が休みの日で、AEDを使用するためには本校舎の鍵をあける必要があったと伺いました。たまたま

先生が在勤しておりました、緊急事態だということが伝わり、急ぎAEDが現場に運ばれ、利用できたということをお伺いしました。ということは、学校が休みで体育施設を開放している場合、AEDは鍵のかけられた校舎内に設置されるということで、厳密に言えば、体育施設でスポーツをされている方はAEDを利用できない可能性もあるということになるわけです。

そこで、学校やスポーツ施設において利用者がいるときに、AEDがいつでも利用できる体制になっているのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（塚谷重市君） 教育部長・宮本君。

○教育部長（宮本秀男君） ご答弁申し上げます。当市における夜間、休日の施設開放している小中学校は、小学校が19校、中学校が4校ございまして、その全ての学校については、校舎内にAEDが設置されておりますけれども、校舎外で事故が発生した場合には、利用することが難しい状況となっております。今後、夜間、休日のAEDの取り扱いにつきましては、学校等と、その対策について早急に協議、検討してまいります。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） けがの場合、治療すれば、当然回復するという可能性が高いわけですが、命は、一度失われてしまいますととに戻りません。バイスタンダーは一分一秒を争って119番通報し、心臓マッサージを施し、AEDを探すというようなことになるわけですが、目の前の建物の中にAEDがあるにもかかわらず、鍵がかかっていて使用できないとしたら、これはもう絶望的な話になってしまいます。

総務省の発表では、平成26年度中に心肺機能停止により緊急搬送された人は12万5,951人、このような統計が出ております。これは、病院内から搬送された人を除いている数字です。日本の人口1億2,700万人で割りますと、1,009という数字が出ます。大ざっぱな計算で恐縮ですが、毎年1,000人に1人の割合で心肺機能停止状態となり、緊急搬送される可能性があるということになります。

この中で、心臓に原因があって、バイスタンダーに倒れたときに目撃されるといった傷病者は、約6分の1ということになります。石岡市の人口7万7,000人で考えた場合、毎月1人弱の換算となります。仮にバイスタンダーによってAEDまで使用できれば、約半数の方が社会復帰でき、人口減少の中で、本当に大ざっぱな計算ですけど、毎年6名を超える方の命が市内で救われるという計算になります。AEDの設置方法や役割の重要性が改めて認識されるところです。10分前までは元気に会話をしていた友人、家族、これが自分の身の回りでこのようなことが起きるとしたらどうでしょうか。必要なときにAEDがその機能を果たせる設置・管理方法について、市長にお考えがあればお示しをいただきたいと思っております。

○議長（塚谷重市君） 市長・今泉君。

○市長（今泉文彦君） これまでのAEDの普及は、まずその設置数を増やすことに重点を置かれてきました。しかし、今、議員が言われますように、現場付近にAEDがあるものの、設置箇所が不明、あるいは発見に時間がかかり使用に至らないという例もありまして、今後はより効果的なAEDの配備と管理が求められていると思っています。

人が集まる学校や駅、公共施設、商業施設などのほかにも、介護福祉施設や24時間営業のコンビニエンスストア、地域の郵便局など、目印となり、利用しやすい場所に選定することが効果的だと思っています。市民がとっさに使用できることを最優先に、設置場所とその表示、24時間利用可能などの点を配慮し、民間施設や郵便局などと連携も視野に入れて、今後考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 他の自治体ではコンビニエンスストアと提携をしまして、コンビニになるべくAEDを配置してほしいというような取り組みをしているところもあるようです。今、市長からもありましたように、郵便局等公共施設、準公共的な施設もたくさん市内にはあるわけです。そういったところと連携をされまして、よろしくお願ひしたいと思います。

また、本来の趣旨ではないんでしょうけれども、介護施設等も市内には数多くございまして、介護施設の方は、先ほど申し上げましたように防火管理者の講習等で心肺蘇生法を皆さん、やられている方が非常に多いと聞いております。そういったところの施設との連携等も、今後、模索されたらよろしいのではないかと思います。ここは多分、いろいろなところで課題も多いとは思いますが、人の命というところを捉えていただきまして、一歩でも二歩でも、AEDを使い人の命を救うというところに前進をしていただければと思います。

以上で、救急現場におけるバイスタンダーの役割とAEDの活用については終了させていただきます。

続きまして、犬猫の殺処分ゼロに向けた取り組みについて質問をさせていただきます。

ペットブームと言われて久しいわけですが、その陰で数多くの犬と猫が殺処分されております。日本では、動物愛護法第44条第4項に定められた家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物が殺処分の対象となっております。

この中で家庭動物、ペットとして飼われている犬と猫の殺処분이どのくらい行われているのかを申し上げたいと思います。日本全国で殺処分されている頭数は、平成17年度におきましては36万5,301頭、これが平成26年度では10万1,338頭となりまして、3分の1以下に減ってきておりますが、それでも年間10万頭を超えて殺処分されております。殺処分する日を年間で240日と仮定しますと、1日当たり422頭が命を絶たれております。

茨城県はその中で、2005年から2012年の8年間にわたり、全国一犬の殺処



分が多い県という不名誉な順位となっており、動物愛護団体からは取り組みが甘いとして非難を浴びてきました。茨城県における犬の殺処分の数字で見ますと、10年前の平成17年度ですが、7,880頭、これを100として、平成26年度の1,751頭を比較しますと、22.2%まで殺処分数が減少しておりますが、全国的にはいまだ2位の状況です。猫は、平成17年に4,580頭が殺処分されており、平成26年度は2,218頭で、17年度に比べ48.4%に減っておりますが、こちらも全国的には上位に位置しております。犬猫合計では、平成17年度に比べ平成26年度におきましては約3割まで減少していますが、この10年間で4万4,902頭の犬、3万3,400頭の猫が、茨城県では殺処分されており、合計では7万8,302頭に上っております。

県内では守谷市や牛久市、阿見町などが、殺処分ゼロに向け、積極的な取り組みで効果を上げてしていると聞いております。県は、不名誉な殺処分日本一脱却を目指しまして、平成25年3月、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の改正や茨城県動物愛護推進計画を策定しまして、犬や猫の適正飼育を啓発、推進しているところです。

ペットは家族同然という現代社会におきまして、一方では、飼い主の都合で飼育放棄や、モラル無視によるふんの放置、鳴き声、不妊・去勢手術をしないことなど、トラブルを引き起こす要因が数多く指摘されておきまして、石岡市でも例外ではございません。石岡市の平成28年度予算が先ごろ示され、不妊・去勢手術助成の予算が新規事業として提案されましたことに対しましては、金額の多寡は別にしまして、敬意を表したいと思います。予算につきましては予算特別委員会で審議すべきものですので、不妊・去勢手術助成の予算に関する点を除きまして、通告に従い、犬猫の殺処分ゼロに向けた取り組みについて質問をさせていただきます。

最初に、石岡市内で飼育されている犬猫の現状と飼い主のマナーアップについてでございますが、これに関しまして、市内で飼育されている犬と猫の数について、現状どの程度の数がペットとして飼育されているのか、わかればお伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 生活環境部長・立川君。

○生活環境部長（立川芳男君） 犬の登録数でございますけれども、平成27年12月31日現在、5,985頭になります。猫につきましては、法規制がありませんので、把握していない状況でございます。

以上です。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 内閣府大臣官房政府広報室が行っております調査がございます。平成22年度の動物愛護に関する世論調査というのがございまして、犬58%に対して猫30%という数値が発表されております。平成22年度段階では、飼われている率としましては、犬が58%で猫が30%と、約2対1という比率だったようで

ございますが、最も新しいデータが最近発表されまして、これは今年の1月30日に日本経済新聞に掲載された、ペットフード協会が行っております調査でございます。これが、平成27年度の実態調査ということで、犬が991万7,000頭、猫が987万4,000頭となっております。猫の数が急激に増えております。犬と猫、ほぼ同数であるという調査結果が出ております。

石岡市で先ほどご答弁いただきました、犬5,985頭が登録されているということであれば、全国的な平均値を当てはめてみれば、石岡市はその同数の猫が飼育されているのではないかと予想される場所です。平成27年4月1日現在の石岡市の世帯数は3万197世帯、この世帯数を先ほどの統計で示された石岡市の犬と猫の数、約1万2,000で割りますと、39.7%となりまして、非常に雑駁な計算ですが、3世帯に1世帯は犬か猫をペットにしている計算になります。

このように数多くのペットが石岡市内で飼育されているわけですが、市に寄せられている苦情、先ほど若干触れましたけれども、これも相当数多いのではないかと思います。この苦情とその対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 生活環境部長・立川君。

○生活環境部長（立川芳男君） それでは、苦情につきましては、鳴き声がうるさい、ふん尿の後始末が悪い、放し飼いをしている、無責任な餌付け、臭い等の苦情が寄せられております。その際は、茨城県動物指導センターとともに、飼い主に対し指導を行っているところでございます。また、ふん尿で迷惑している方には、申請に応じて看板をお渡ししたり、アドバイスを求められた場合には助言等をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） さまざまな苦情が出ており、担当課のほうもいろいろご苦労があると思います。実はけさ、私、こちらに向かうときに、私の家の前を犬を連れの方が通りまして、私の顔を見たら、急いで走っていくように行ったんですね。そうしましたら、案の定、うちの前にある電柱に犬のおしっこがかけてございました。多分その方も、人が出てきてびっくりしたんだろうと思いますけれども、犬を飼われている方は、そのような行為が日常茶飯事というか、当たり前な行為なのかもしれませんけれども、犬を飼われていない方は、おしっこをしていったと、マーキングしていくという行為がどうなのかと。猫であれば、ふんをしていくというような声もありますし、いろいろな苦情が多分相当数、市のほうにも入っているんだろうと思います。

このように飼い主のマナーが問題になっていることが明らかになるわけですが、ふんの処理にしましても、モラルを守って袋を持って歩いている方もいれば、相変わらずシャベルのみ持ち歩いている方も時々見かけます。また、飼い主が明確でない地域猫と言われる猫への餌やり、これはかつて石岡駅の北側、交番の前の

広場のところに多数の猫がおりまして、飼い主がはっきりとしない猫に対して多くの方が餌をやってかわいがると。その行為自体はいいとは思いますが、これは動物愛護でも何でもありません。地域猫と言われるものは、本来はきちっと管理されるべきものであり、なおかつ不妊・去勢がされていけばいいんですが、そういった猫が不妊・去勢していませんと、野良猫が増えまして、子どもがどんどん増えて、最終的には殺処分される頭数が増えるという現状が指摘されております。

行政はペットに関する苦情や殺処分の現状を伝えていく必要があると思いますが、飼い主のマナー向上、市民の意識啓発に向けて、どのような対応をされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 生活環境部長・立川君。

○生活環境部長（立川芳男君） まず、意識の啓発ということでございますけれども、ホームページや広報紙等において、動物を飼うときのマナーとして、散歩中のふんの持ち帰りや、無責任な餌付けの禁止、不妊・去勢手術の推進等について広報をしているところでございます。また、環境省動物管理室で作成した「ペットを飼う覚悟と責任」、「ほんとうに飼えるかな？」等のDVDを市内各小学校に配付して、意識の啓発を行っているところでございます。

以上です。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 特に子どもたちへの啓発は積極的に行っていただければと思います。子どもたちのほうが、そういった面では、いろいろな意味で素直に聞いていてくれ、また、そういった動物愛護に対する関心もより高いんだらうと思います。

茨城県動物の愛護及び管理に関する条例におきまして、犬は係留すること、猫は屋内飼育を、努力規定でございますが求めております。この中で、猫の屋内飼育については、現状、あまり守られていないのかなという感じがしております。犬の殺処分数が10年間で5分の1に減少している一方で、猫については2分の1というような状況で、犬に比べますと減少率が低いわけですが、考えられる理由としましては、犬に比べて猫は飼育しやすく、同時に飼育放棄もしやすいということなんだらうと思います。

最大の理由は、不妊・去勢手術が飼い主によって行われていないケースが多いという現実だらうと思います。猫の場合の例で申し上げますと、雄は早い個体で生後6か月から8か月ぐらいから、雌は早い個体で生後5か月ぐらいから繁殖が可能になり、年に3回出産するということです。猫は交尾刺激により排卵するため、交尾によって確実に妊娠し、妊娠期間は約65日間で、1回当たりのお産は平均4匹の子猫を産むそうです。1匹の雌から年に12匹の子猫が誕生する計算になります。12匹の子猫を引き受けてくれる方がいればいいわけですが、そうでない場合は、厳しい自然環境の中で淘汰されるか、あるいは殺処分となる可能性が高まるわけです。私たちは、こ

うした事実をしっかりと理解する必要があるのではないのでしょうか。

県獣医師会が独自に、不妊・去勢手術やマイクロチップの埋め込み補助制度を実施しておりまして、平成27年度の不妊・去勢手術補助については、11月半ばで助成頭数を超過してしまったというようなことですが、どのような補助内容の制度なのか、手続の方法や補助金額等についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 生活環境部長・立川君。

○生活環境部長（立川芳男君） 補助制度でございますけれども、茨城県獣医師会が犬と猫の不妊・去勢手術の助成と、それから、マイクロチップの埋め込みの助成を行っております。それぞれ先着1,000頭に対して犬猫1頭当たり各2,000円の補助を実施しているところでございます。手続といたしましては、獣医師会の動物病院に、手術後、動物病院に備えてある応募はがきに記入して、獣医師会に郵送することとなっております。

以上です。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 今回、予算化で提案されております市の補助制度が可決されれば、この補助制度とあわせて獣医師会等の補助制度のほうも、市民に積極的にまたお知らせをいただきたいと思います。

飼い主のマナーであります不妊・去勢手術が適正に行われてない結果として、石岡市内の犬や猫も、茨城県動物指導センターにおいて殺処分されております。県の動物指導センターにおいて取り扱われた石岡市の犬猫の頭数、こちらがわかればお尋ねをしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 生活環境部長・立川君。

○生活環境部長（立川芳男君） 平成25年度において犬18頭、猫104匹が、飼い主等から引き取られており、ほかに捕獲された犬82頭となっております。同様に平成26年度においては、犬16頭、猫66匹が飼い主等から引き取られており、ほかに捕獲した犬は81頭となっております。

以上です。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） そうしますと、犬猫それぞれ100頭前後ですか、笠間にあります茨城県動物指導センターに收容され、結果としてはそのほとんどが殺処分となっているんだろうと思います。

飼い主のマナーが向上しましても、さまざまな事情でペットを手放さなければならぬ方も多分おられるのかと思いますが、一方で、犬や猫を新たにペットとしたいと

願っている方もたくさんおられます。こうした要望を取り次ぎ、殺処分されることなく、新たな飼い主のもとで飼育されるよう活動されている団体や個人の方もおられるようです。

殺処分の少ない県内地区ですね、先ほど申し上げた自治体などでは、そうした方々、団体の活躍の功績が大きいと聞いておりますけれども、本市におきましては、そうしたボランティア団体との情報交換や連携・協力がどのような状況なのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 生活環境部長・立川君。

○生活環境部長（立川芳男君） 現在、当市では、他市のように積極的な活動を展開されている団体はありませんので、新たに犬猫の関係のボランティア団体が発足された際、積極的に情報交換や連携・協力を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 今の答弁ですと、市内にはそういった団体が現状、見当たっていないということなんだろうと思います。市内には動物に関する専門学校もございますので、今後、他市に負けないような取り組みを行政がリードすることを期待したいと思います。できれば行政としてもアンテナを高くしまして、市内になれば市外の団体、こうした団体との連携強化も考えていく必要があるのではないかと思います。待ちの姿勢ではなく、殺処分ゼロに向けて行政が取り組む姿勢を、ぜひとも示していただきたいと思います。

最後になります。動物愛護に関する市条例と計画の策定についてお伺いをしたいと思います。これまでの質問、そして答弁から判断しますと、石岡市では、どちらかというところまでは積極的に殺処分ゼロに向けた取り組みはしていないということで受けとめざるを得ないのかなと思います。茨城県は、先ほど申し上げましたように、犬の殺処分が全国一だったということで、動物愛護の団体から非常に大きな非難を受けてきたという経緯がございます。平成25年3月に茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の改正や、茨城県動物愛護推進計画を策定しまして、犬や猫の適正飼育について、これを推進しているところということで説明をしました。もちろんこれは、殺処分が全国一だったということ踏まえてのことなわけでございますけれども、そうしますと、これら県の条例や計画に対しまして、石岡市の役割と責任、そして削減目標を示す計画等が策定されているのかどうか、これについて、また、どの程度実行されてきたのか、その実行性についてお伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 生活環境部長・立川君。

○生活環境部長（立川芳男君） 殺処分ゼロ活動につきましては、ボランティアの方々の協力が不可欠であると考えております。当市におきましては、犬猫に関する動

物愛護の観点から、条例やその計画策定について今後検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 県の削減目標に対する市の、条例は当然ないんですが、計画も残念ながら策定されていないようですので、石岡市としては、県の数値目標に対する実現性が揺らぐ状況なのかなと思います。車を私たちが運転していますと、時々、犬や猫が道路上でひかれているという姿を見るわけです。これも、不妊・去勢手術が進むことで、多分、件数が少なくなるのではないかと考えております。

先ほど申し上げたように、県内では守谷市、牛久市、阿見町などが条例、あるいは計画策定をいたしまして、大きな効果を上げております。条例や計画をつくり、市民に示すことで、飼い主の意識を高め、マナーアップを図る効果が出てくると思います。犬や猫を飼育することができず、どこかに捨ててくる。このどこかに捨てた個体が年に10数頭の子どもを産み、多くが殺処分されているとしたら、1頭、1匹を捨てることで、多くの犬と猫をさらに殺していることにほかなりません。殺処分ゼロに向けた取り組みは、残念ながらこれまで石岡の市政においては、あまり顧みられてこなかったということがわかるわけですが、この点を踏まえまして、動物愛護に関する市条例、あるいは計画の策定について、市長は特にこの辺、認識が高いと思うわけでございますけれども、市長の考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（塚谷重市君） 市長・今泉君。

○市長（今泉文彦君） 犬猫殺処分ゼロに向けた取り組みについてということでありましてけれども、ペットとしての犬猫は、人類が有史以来パートナーアニマルとして共生してきた存在です。家族の一員に近い存在としてかわいがって、暮らしの中で長く同居し、何千年とその関係が続いてまいりました。ところが、最近の日本ではその関係が崩れ、引っ越しやペットの老化などが理由で、飼い主が一方的に捨てるケースが増えてきました。日本人の心に脈々と受け継がれてきた動物愛護の精神が、ここに来て揺らぎ始まっているかのようなであります。動物愛護の心が乏しくなれば、生命尊重の思いも薄らいでいきます。それは危惧すべき傾向であり、愛すべきペットの小さな命が無慈悲にも切り捨てられてしまうことでもあります。

最新のデータでありますけれども、全国の殺処分数は犬が2万頭、猫8万頭で、10年前と比べますと、それが約3分の1に減ってはおりますものの、茨城県の数値は依然高く、殺処分のトップグループにあります。県内では筑西市や阿見町などが既に動物愛護に関する条例を制定し、殺処分ゼロに向けた取り組みを始めております。石岡市では、山間部の沿道沿いや農地の一角に捨て犬、捨て猫が見られることもありまして、それらの現状をしっかりと把握した上で、平成28年度中に動物愛護に関する

市条例とその実施計画策定にとりかかるよう、指示をしたところであります。  
以上です。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 非常に前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。犬の殺処分数が全国で現在は2番目に多い茨城県ですが、県のほうもいろいろ工夫をされているようです。昨年、新聞報道でありましたが、実は静岡県は殺処分数が低いということで、逆に犬を飼いたいという方が非常に多いようです。そこで、引き取り希望の多い静岡県に茨城県から犬を提供するという取り組みに着手したようです。これは環境省のモデル事業の一環で、自治体間の広域譲渡体制の構築につなげたいという考えだそうです。実際にその効果がどれほどのものなのかはわかりませんが、1頭でも1匹でも少なくなるよう、静岡県と茨城県の利害を一致させたということだと思います。

こういった県を超えた取り組みもされているようですし、石岡市も、今、市長のほうからは、28年度中に条例、あるいは計画の方向性を示していただけるという答弁もありましたので、ぜひそういったものをまた議会のほうにもお示しいただき、しっかりと内容を詰めさせていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。